

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、市民のエネルギーの効率的利用を積極的に支援するため、住宅用地球温暖化対策設備（以下「設備」という。）を設置する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「住宅用地球温暖化対策設備」とは、別表第1に掲げる設備をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、設備のうち、別表第2に掲げる要件を満たすもの（以下「補助対象設備」という。）を新たに購入して設置する事業（設備の増設又はリースは除く。）とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象設備を設置する市内の住宅の所在地に住所を有し、又は住所を有する予定の者
- (2) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者
- (3) 過去に別表第1に掲げるそれぞれの設備に対して補助金を受けていない者（補助金を受けた設備以外の設置は対象）
- (4) 補助対象設備を設置する市内の住宅が戸建ての住宅である者
- (5) 一体的導入で住宅用太陽光発電施設を設置する場合は、第5条に規定する交付申請時に「そらいろラボ」（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省制定）に基づき、豊川市と連携協定を締結する株式会社バイウィルが二酸化炭素削減事業を行うプロジェクトをいう。以下同じ。）に入会する者。ただし、次に掲げる場合は、こ

の限りでない。

ア 補助金の交付対象者が、株式会社バイウィルの提示するプログラム型プロジェクト会員規約第4条の2第6号に規定する会員の要件を満たさない場合

イ その他市長がやむを得ないと認める場合
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表第3に掲げる補助対象設備の区分に応じ、同表に定める補助対象経費の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同表に定める補助金額をその上限とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する7日前までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請書（様式第1号）に別表第4に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、自らの居住の用に供するための住宅の新築に合わせて設備を設置する者又は設備の設置された建売住宅の購入をする者は住宅の引渡しを受けたことをもって事業着手とみなすことができ、この場合における前項の申請は、事業の着手日から起算して2箇月以内に市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助金の交付申請の受付を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付すことができる。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による補助金の交付の

決定を受ける前に、補助対象設備に係る設置工事に着手してはならない。ただし、前条第2項の規定に該当する者は、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）の補助事業は、設置予定機器の製造の中止若しくは供給の中止、又は特に止むを得ない理由があると認められる場合に限り、着手前までに豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けて内容を変更することができる。ただし、補助対象経費が増加した場合でも、当初の交付申請額に変更がない場合で、第1条の趣旨に反しない軽微な変更をするときは、承認を不要とする。

2 補助事業者は、前項の規定による申請において、補助金の交付決定額を増額することはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請取下書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、完了日から起算して、2箇月以内又は当該年度の3月10日（この日が休日等による閉庁日である場合はその日より前の開庁日）のいずれか早い日までに、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書（様式第7号）に別表第5に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する完了日とは、次に掲げる日のうちで、最も遅い日とする。

(1) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日

(2) 補助対象設備の設置に係る支払の完了が確認できる書類（領収書等）の発行日

(3) 電力会社との系統連系・受給開始日（系統連系を行う一体的導入に限る。）

(4) 国ZEH補助金の確定通知書の確定通知日（当該年度において国のZEH支援事業等への申請を行っている一体的導入ZEHに限る。）

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へに通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求により補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けたシステムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の期間内において、廃棄、売却等しようとするときは、あらかじめ豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取消通知書（様式第11号）により補助事業者へに通知するものとする。

(協力)

第14条 市長は、必要がある認めるときは、補助事業者に対して設備の運転状況に関するデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱
(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用) (平成31年4月1日施行)
 - (2) 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金交付要綱
(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用) (平成31年4月1日施行)
 - (3) 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金交付要綱
(平成28年4月1日施行)
 - (4) 豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金交付要綱 (平成28年4月1日施行)
 - (5) 豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金交付要綱
(平成28年4月1日施行)
- 3 この要綱の施行の日前に、次の表に掲げる補助対象設備の区分に応じ、同表に定める他の補助金を市から交付された者については、この要綱の規定による補助金の交付は行わない。

補助対象設備		他の補助金
単 独 導 入	ホームエネ ル ギ ー マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム (H E M S)	ア 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金 イ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用)

		ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)
	燃料電池システム	ア 豊川市住宅用燃料電池システム設置費補助金
	リチウムイオン蓄電池システム	ア 豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金 イ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用)
	太陽熱利用システム	該当なし
	電気自動車等充給電設備(V2H)	ア 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)
一体的導入	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)及びリチウムイオン蓄電池システム	ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金 ウ 豊川市住宅用リチウムイオン蓄電池システム設置費補助金 エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用) オ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置

		費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)
太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)及び電気自動車等充給電設備(V2H)	<p>ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金</p> <p>イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金</p> <p>ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用)</p> <p>エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)</p>	
ZEH(太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)及び高性能外皮等)	<p>ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金</p> <p>イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金</p> <p>ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用)</p> <p>エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充給電設備用)</p>	
太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)及び断熱窓改修工事	<p>ア 豊川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金</p> <p>イ 豊川市ホームエネルギーマネジメントシステム設置費補助金</p> <p>ウ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・リチウムイオン蓄電池システム用)</p>	

		エ 豊川市住宅用地球温暖化対策設備一体的導入設置費補助金(太陽光発電システム・ホームエネルギーマネジメントシステム・電気自動車等充電設備用)
--	--	--

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）設備の定義

<p>太陽光発電システム</p>	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費されるもの。（太陽電池の最大出力（構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計）が 50 キロワット未満の設備に限る。）</p>
<p>ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）</p>	<p>家庭での電力使用量等を自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有するもの。</p>
<p>燃料電池システム</p>	<p>燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの。</p>
<p>リチウムイオン蓄電池システム</p>	<p>リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるもの。</p>
<p>電気自動車等充電設備</p>	<p>電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもの。</p>
<p>太陽熱利用システム</p>	<p>太陽エネルギーを熱エネルギーに変換して、水などの熱媒体を加熱する集熱器とその熱媒体を貯める貯湯部又は蓄熱槽で構成されるシステムで、集熱器と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯に利用するもの（以下「自然循環型」という。）又は集熱器と蓄熱槽の間を強制循環によって熱輸送を行い、給湯、暖房等に利用するもの、若しくは集熱器で暖められた空気を集熱ファンにより強制的に室内に送風し、暖房等に利用するもの（以下「強制循環型」という。）。</p>
<p>高性能外皮等</p>	<p>新築の戸建住宅のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス※（以下「ZEH」という。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備をいう。</p>
<p>断熱窓改修工事</p>	<p>既存の戸建住宅の窓に対し、内窓の取付け若しくは外窓の交換又はガラスの交換（ガラス交換、カバー工法（既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付ける方法をいう。）及び建具交換（障子部分である建具及びガラスを一体として交換することをいう。））による断熱改修工事をいう。</p>

※本要綱におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウスとは、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの住宅をいう。

別表第 2（第 3 条関係）補助要件

補助対象設備	補助要件
太陽光発電システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）若しくはその他の認証機関に登録されているもの。</p> <p>ウ 系統連系を行うものについては、補助対象者本人が電気事業者と契約を行っているものであること。</p> <p>エ 供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。</p> <p>オ システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が 50 キロワット未満であるもの。</p> <p>カ 設置前において未使用なもの。</p> <p>キ 製造業者、販売業者又は施工業者による保証が適用されるもの。</p>
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 設置前において未使用なもの。</p> <p>ウ 製造業者、販売業者又は施工業者による保証が適用されるもの。</p> <p>エ 太陽光発電システム・リチウムイオン蓄電池システムを備えるものにおいては、発電量等を測定するために、機能接続をさせるもの（両者を備えるものは、両者と機能接続させること）。</p>
燃料電池システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているもの。</p>

	<p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ 製造業者、販売業者又は施工業者による保証が適用されるもの。</p>
リチウムイオン蓄電池システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)により登録されているもの。なお、過去に登録されたものについても補助対象とする。</p> <p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ 製造業者、販売業者又は施工業者による保証が適用されるもの。</p>
電気自動車等充給電設備(V2H)	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの。</p> <p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ 製造業者、販売業者又は施工業者による保証が適用されるもの。</p>
太陽熱利用システム	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定、若しくはその他の認証機関に認定を受けたもの。</p> <p>ウ 設置前において未使用なもの。</p> <p>エ 製造業者、販売業者又は施工業者による保証が適用されるもの。</p>
高性能外皮等	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 設置前において未使用なもの。</p> <p>ウ 製造業者、販売業者又は施工業者による保証が適用されるもの。</p>

	もの。
断熱窓改修工事	<p>ア 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象のもの。</p> <p>イ 1つ以上の居間又は主たる居室（就寝を除き、日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修するもの。</p> <p>ウ 導入する窓は、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）すべてに設置、施工すること。</p> <p>エ 熱貫流率が4.65 W/m²・K以下になるもの。</p> <p>オ 既築戸建住宅に対する改修工事であるもの。</p> <p>カ 設置前において未使用なもの。</p>

別表第3（第4条関係）補助対象経費及び補助金額

	補助対象設備	補助対象経費（消費税及び地方税を除く）	補助金額
単 独 導 入	ホームエネルギー マネジメントシス テム（HEMS）	データ集約機器、通信装置、制御 装置、モニター装置、計測機器及 び配線・配線器具の購入、設置工 事等並びに当該工事に付随する工 事に関する費用	1万円
	燃料電池システム	燃料電池ユニット、貯湯ユニット、 付属品他（リモコン、配管カバー、 燃料電池システム試運転に係る費 用）、配線・配線器具の購入・設置、 配管・配管器具の購入・設置工事 等並びに当該工事に付随する工事 に関する費用	4万円
	リチウムイオン蓄 電池システム	リチウムイオン蓄電池システムと 電力変換装置（インバータ、コン バータ、パワーコンディショナー 等）で構成されるシステムの購入 及び設置工事等に関する費用	5万円
	電気自動車等充給 電設備（V2H）	充給電設備の購入及び設置工事等 に関する費用	5万円
	太陽熱利用システ ム	集熱部、貯湯部、蓄熱部、配線・配 線器具の購入、設置、配管・配管器 具の購入、設置、その他対象設備 の設置工事等に関する費用	自然循環型に ついては2万 円 強制循環型に ついては3万 円

一体的導入	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及びリチウムイオン蓄電池システム	<p>ア 太陽光発電システム 太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、モニター、配線・配線器具等の購入、設置工事等に関する費用</p> <p>イ HEMS 上記と同じ</p> <p>ウ リチウムイオン蓄電池システム 上記と同じ</p>	10万円
	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び電気自動車等充給電設備（V2H）	<p>ア 太陽光発電システム 上記と同じ</p> <p>イ HEMS 上記と同じ</p> <p>ウ 電気自動車等充給電設備（V2H） 上記と同じ</p>	10万円
	ZEH（太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び高性能外皮等）	<p>ア 太陽光発電システム 上記と同じ</p> <p>イ HEMS 上記と同じ</p> <p>ウ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスに必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備（家庭用燃料電池システムを除く）及び換気設備の購入及び設置工事等に関する費用</p>	10万円 （併用不可）
	太陽光発電システム、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）及び断熱窓改修工事	<p>ア 太陽光発電システム 上記と同じ</p> <p>イ HEMS 上記と同じ</p> <p>ウ 内窓設置、外窓交換又はガラス交換を伴う断熱窓改修工事に関する費用</p>	8万円

別表第 4（第 5 条関係） 交付申請時における添付書類

共通書類	豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金設置計画書（様式第 2 号）
	完納証明書（申請日前 1 箇月以内に豊川市財務部資産税課で発行されたもの。複写可）
	設備の購入費及び設置費の内訳がわかる書類（見積書、工事請負契約書等）の写し
	設備を設置する住宅の所在地を示した地図（航空写真は不可）
	補助事業の着手前の場所（住宅の全景及び設置予定場所）の現況カラー写真 新築の場合は申請時点での現場状況がわかる写真
	その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	太陽電池モジュールの配置図
	一般財団法人電気安全環境研究所（JET）若しくはその他の認証機関に登録済みの製品であることがわかる書類
	「そらいろラボ」入会届
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付対象の要件を満たしていることが分かる説明書類
燃料電池システム	一般社団法人燃料電池普及促進協会に登録済、又は過去に登録された製品であることがわかる書類
リチウムイオン蓄電池システム	一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録済、又は過去に登録された製品であることがわかる書類
電気自動車等充給電設備（V2H）	一般社団法人次世代自動車振興センターに登録済、又は過去に登録された製品であることがわかる書類
太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定、若しくはその他の認証機関に認定を受けた製品であることがわかる書類
高性能外皮等	国の Z E H 支援事業等の補助金交付決定通知の写し 又は B E L S 評価書
断熱窓改修工事	住宅の平面図に改修部分の位置を示したもの
	補助対象設備の仕様が確認できる書類（パンフレット等）の写し

別表第5（第9条関係）実績報告時における添付書類

共通書類	補助事業者本人の住民票の写し（報告日前3箇月以内に発行されたもので、設備を設置した住宅の所在地に住所を有することが確認できるもの。複写可）
	設備の購入費及び設置費の支払の完了が確認できる書類及び内訳書の写し（補助事業の内容に変更がない場合は、支払の完了が確認できる書類の写しのみ。）
	設備の保証書の写し（機器型番、製造番号、保証開始日、補助事業者氏名、販売者名が記載されているもの） ただし、太陽光発電システムにおいては、太陽光モジュールの製造業者又は製造を代行する業者が発行した出力対比表の写しをもってこれに代えることができる。またZEHを構成する設備においては、当該設備が保証の範囲内であることが分かる住宅の建築物に対する保証書の写し、又は国のZEH支援事業等の補助金確定通知書の写しをもってこれに代えることができる。なお、断熱窓改修工事については保証書を不要とする。
	設備を設置した住宅の全景写真
	（新築の場合）家の引き渡し日が分かる書類
	その他市長が必要と認める書類
太陽光発電システム	電気事業者の発行する、電力受給契約の締結に関する通知の写し（系統連系・受給開始日が記載されているもの） なお、系統連系を行わない場合場合は不要とする。
	太陽光システム設置状況のカラー写真（太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるもの）
ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（機器型番及び製造番号が確認できるもの、並びに端末モニター等で、機器が適正に接続され、それぞれの機器の稼働状況を表示している様子が確認できるものを含めること。）
燃料電池システム	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの本体に貼付されている機器型番、製造番号が確認できるものを含めること。）
リチウムイオン蓄電池システム	パッケージ型番とそれを構成する機器型番が確認できる書類（保証書等で確認できる場合を除く）
	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（蓄電池システムの本体またはパワーコンディショナー等に貼付されている銘板（機器型番及び製造番号）が確認できるものを含めること。）
電気自動車等充給電設備（V2H）	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（充給電設備の本体に貼付されている型式等が確認できるものを含めること。）
太陽熱利用システム	本体及び設置状況が確認できるカラー写真（システム本体に貼付されている機器型番、製造番号が確認できるものを含めること。）
高性能外皮等	国のZEH支援事業等の補助金確定通知書の写し

	<p>ただし、国のZEH支援事業等の補助金確定通知書の発行が遅れる場合は高性能外皮等にかかる各設備の保証書の写し、又は高性能外皮等にかかる各設備が保証の範囲内であることが分かる住宅に対する保証書の写しを添付し、額確定通知書が届き次第速やかに提出すること。</p> <p>なお、国のZEH支援事業等の補助金を受けていない場合は不要とする。</p>
	<p>ZEHを構成する設備の設置状況がわかるカラー写真</p>
<p>断熱窓改修工事</p>	<p>本体及び設置状況が確認できるカラー写真（本体に貼付されている性能表示ラベル（断熱性能の表示）が確認できるものを含めること。）</p>

様式第 2 号 (第 5 条関係)

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金設置計画書

申請者氏名	
-------	--

1 設置予定の補助対象設備の概要 (□に✓と概要を記入)

- 太陽光発電システム (一体的導入及び Z E H)
 系統連系 あり なし
 そらいろラボ加入 あり なし
 (加入しない場合) 理由 _____

製造事業者名	モジュール型式	最大出力	枚数
		W	枚
		W	枚
出力合計			k W

ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS)

製造事業者名	
機器型番	

燃料電池システム

燃料電池ユニット	製造事業者名		機器型番	
貯湯ユニット	製造事業者名		機器型番	
発電出力				k W
<input type="checkbox"/> 一般社団法人燃料電池普及促進協会により登録されているものであること。				

リチウムイオン蓄電池システム

製造事業者名	
パッケージ型番	
蓄電容量	k W h
<input type="checkbox"/> 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ (S I I) により登録されているものであること。	

電気自動車等充給電設備 (V 2 H)

製造事業者名	
型式	
<input type="checkbox"/> 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車復興センターにより登録されているものであること。	

太陽熱利用システム (自然循環型 強制循環型)

製造事業者名	
型式	

高性能外皮等
国のZEH支援事業等への申請 あり なし

国のZEH支援事業等の補助金交付決定日	年 月 日
---------------------	-------

断熱窓改修工事

製造事業者名	
型式	
熱貫流率	W/m ² ・K

2 総事業費内訳

①	補助対象経費	太陽光発電システム(一体的導入及びZEH)	円
		ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS)	円
		燃料電池システム	円
		リチウムイオン蓄電池システム	円
		電気自動車等充給電設備(V2H)	円
		太陽熱利用システム	円
		高性能外皮等	円
		断熱窓改修工事	円
②	補助対象経費以外の経費	円	
③	小計(①+②)	円	
④	消費税	円	
⑤	総事業費(③+④)	円	

3 施工業者連絡先

名称	
住所	
担当者	
電話番号	

私は上記の施工業者を代理人として定め、補助金に関する手続を委任します。
(税務関係書類・住民票関係書類の取得を除く)

申請者氏名	
-------	--

様式第3号（第6条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

豊 川 市 長 圃

年 月 日付けで申請のありました豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、下記のとおり交付します。

記

交付決定額

金 円

補助項目及び交付決定額内訳

	補助項目	交付決定額内訳
<input type="checkbox"/>	ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	円
<input type="checkbox"/>	燃料電池システム	円
<input type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池システム	円
<input type="checkbox"/>	電気自動車等充給電設備（V2H）	円
<input type="checkbox"/>	太陽熱利用システム（自然循環型）	円
<input type="checkbox"/>	太陽熱利用システム（強制循環型）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及びリチウムイオン蓄電池システム）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及びV2H）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入【ZEH】（太陽光発電システム、HEMS及び高性能外皮等）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及び断熱窓改修工事）	円

交付の条件

- 1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を得ること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助金を補助事業以外の目的又は用途に使用しないこと。
- 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第4号（第7条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金変更交付申請書

年 月 日

豊川市長 殿

〒

住 所
フリガナ

申請者 氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業について、下記のとおり承認してください。

記

変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

様式第5号（第7条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金変更交付決定通知書

年 月 日
第 号

様

豊 川 市 長 回

年 月 日付で申請のありました豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業の申請内容の変更について、下記のとおり承認します。

記

変更前交付決定番号	第 号
変更前交付決定年月日	
変更の内容	変更前
	変更後
変更の理由	

様式第6号（第8条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付申請取下書

年 月 日

豊川市長 殿

〒

住 所
フリガナ
申請者 氏 名

電 話

下記のとおり補助金の交付の申請を取り下げます。

記

交付決定番号 第 号
取下げの理由
備考

様式第7号（第9条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金実績報告書

年 月 日

豊川市長 殿

〒

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電 話

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助事業について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 事業期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

2 補助対象経費及び交付決定額内訳

補助項目（□に✓を記入）	補助対象経費（税抜）	交付申請額
<input type="checkbox"/> ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	円	円
<input type="checkbox"/> 燃料電池システム	円	円
<input type="checkbox"/> リチウムイオン蓄電池システム	円	円
<input type="checkbox"/> 自動車充電設備（V2H）	円	円
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム（自然循環型）	円	円
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム（強制循環型）	円	円
<input type="checkbox"/> 一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及びリチウムイオン蓄電池システム）	円	円
<input type="checkbox"/> 一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及び自動車充電設備（V2H））	円	円
<input type="checkbox"/> 一体的導入【ZEH】（太陽光発電システム、HEMS及び高性能外皮等）	円	円
<input type="checkbox"/> 一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及び断熱窓改修工事）	円	円

（注）完了年月日：以下のいずれか遅い期日

- (1) 補助対象設備の保証書に記載される保証の開始日
- (2) 補助対象設備の設置に係る 支払の完了が確認できる書類の発行日
- (3) 電力会社との系統連系・受給開始日（系統連系を行う一体的導入に限る。）
- (4) 国ZEH補助金の確定通知書の確定通知日（当該年度において国のZEH支援事業等への申請を行っている一体的導入ZEHに限る。）

3 交付決定額合計

交付決定額合計								円
---------	--	--	--	--	--	--	--	---

様式第8号（第10条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

豊 川 市 長 圖

年 月 日付けで実績報告のありました豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金について、下記のとおり確定します。

記

補助金の確定額

金 円

補助項目及び補助金の確定額内訳

	補助項目	確定額内訳
<input type="checkbox"/>	ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）	円
<input type="checkbox"/>	燃料電池システム	円
<input type="checkbox"/>	リチウムイオン蓄電池システム	円
<input type="checkbox"/>	電気自動車等充給電設備（V2H）	円
<input type="checkbox"/>	太陽熱利用システム（自然循環型）	円
<input type="checkbox"/>	太陽熱利用システム（強制循環型）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及びリチウムイオン蓄電池システム）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及びV2H）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入【ZEH】（太陽光発電システム、HEMS及び高性能外皮等）	円
<input type="checkbox"/>	一体的導入（太陽光発電システム、HEMS及び断熱窓改修工事）	円

※この補助金の一部は、愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金を活用しています。

様式第9号（第11条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付請求書

年 月 日

豊川市長 殿

〒
住 所 豊川市
フリガナ
請求者 氏 名
電 話

下記のとおり、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金を請求します。

記

請求金額		十	万	千	百	十	円
					0	0	0

補助金が交付されるときは、以下の口座に振り込んでください。

金融機関名		銀 行 店
		金 庫 所
預金種別		口座番号
普通 ・ 当座 ・ 貯蓄		
口座名義（カタカナで記入）		

※口座名義人は申請者と同一であるものに限りません。

※金融機関名、支店、口座番号等のわかるもの（通帳等）の写しを添付してください。

様式第10号（第12条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日

豊川市長 殿

〒
住 所
フリガナ
氏 名
電 話

下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 交付年度							
2 設置場所							
3 対象設備							
4 処分の方法 (該当する項目を○で囲んでください。)	売却	譲渡	交換	貸与	担保	廃棄	その他
	「その他」については具体的に記入してください。						
5 処分の理由							
6 処分の相手方	住 所						
	氏 名						
	電 話						
7 処分の時期	年 月 日						

様式第11号（第13条関係）

豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金取消通知書

第 号
年 月 日

様

豊 川 市 長 圃

年 月 日付け 第 号で通知した豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付決定通知書については、下記のとおり取り消したので、豊川市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

取消理由

取消内容